

テクニカルデータシート

シーカガード® 400

(旧製品名: マスタープロテクト 400)

鉄筋コンクリート補修用防錆剤

概要

シーカガード® 400 [Sikagard-400] は、亜硝酸リチウムを主成分とする鉄筋コンクリート用防錆剤で、液状製品のため補修モルタルへの混和が容易にでき、コンクリートへの浸透・拡散性が高く、中性化や塩害（内在塩分、飛来塩分、融雪剤等）による鉄筋の腐食を抑制します。

特長

- 鉄筋の不動態皮膜を再生すると共に塩化物イオンに対する防錆効果が優れています。
- 安定した防錆効果を発揮します。

成分および物性

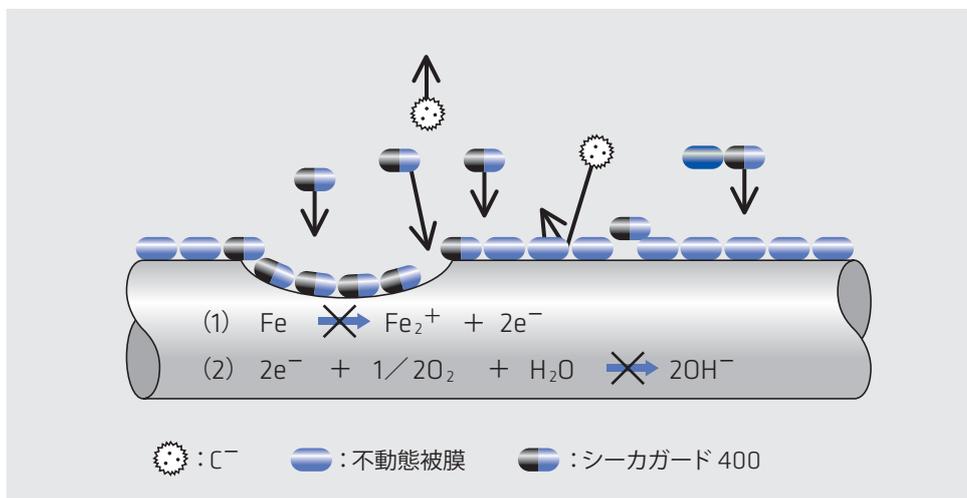
主成分	外観	pH(20℃)	密度(20℃)
亜硝酸リチウム	青色透明液体	8~10	1.20~1.30

用途

- 塩害などで腐食した鉄筋コンクリート構造物の防錆

防錆効果

シーカガード 400 は塩化物イオンによる鉄筋の腐食に対し、鉄イオンと反応して不動態皮膜を再生する効果により鉄筋の腐食を抑制します。



使用方法と使用量

1. 本品は原液で使用し断面修復材への混和、あるいはコンクリートのハツリ面に直接塗布して下さい。また、噴霧による施工は行わないで下さい。
2. 本品を混和する場合、製品の希釈水は使用水量の内割となります。

〔練混ぜ水の補正量算出方法〕

シーカエマコ S 990 (練混ぜ水量:4.3kg/袋)に1袋当りシーカガード 400 (亜硝酸リチウム濃度:40%)を0.200kg使用する
場合

$$\text{補正水量 (kg/袋)} = 0.2 - (0.2 \times 40/100) = 0.12$$

$$\text{練混ぜ水量 (kg/袋)} = 4.3 - 0.12 = 4.18$$

3. 本品を塗布する場合は、塗布面が結露する場合があります。結露水は断面修復材の付着性を阻害しますので、拭き取った上で断面修復材を施工して下さい。
4. 使用量は、コンクリート中の塩化物イオン量によって決定して下さい。

使用及び取り扱い上の注意

安全にご使用いただくために

本製品は、亜硝酸化合物を使用しておりますので、下記の注意事項を十分注意して取り扱ってください。

- ・他の混和剤や化学物質（特に強酸性）と混合して使用しないでください。有害ガスを発生する恐れがあります。
 - ・ロダン化合物を含有する混和剤を使用したコンクリートと併用しないでください。
 - ・他の混和剤との併用については、必ず弊社へご相談ください。
1. 本製品を混和した断面修復材にウレタン系樹脂を施工した場合、変色することがあります。
 2. 取り扱いに当たっては、保護マスク、保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用してください。
 3. 飲み込んだ場合は、直ちに口をすすぎ多量の水を飲ませた後、専門医の診察を受けてください。
 4. 皮膚に付着した場合は、速やかに水と石鹸で洗い流し、必要に応じて専門医の診察を受けてください。
 5. 眼に入った場合は、速やかに清浄な水で十分洗眼した後、専門医の診察を受けてください。
 6. 廃棄処分する場合は、セメント系材料と混ぜて硬化処分するか、少量の場合は大量の水で希釈（1000倍以上）し中性化した後、酸類と接触しない安全な場所を選んで廃棄してください。
 7. 使用及び取り扱いの前に、弊社の安全データシート（SDS）をお読みください。
 8. 弊社製品が、ご使用の用途に適していることを事前にご確認ください。また本製品の目的外での使用、不適切な使用等に起因する結果につきましては、弊社は責任を負いかねます。

包装形態

20kg/缶

規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のテクニカルデータシートの最新版をご参照ください。テクニカルデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・パールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。